

誌上相談室 《特別編》 新型コロナウイルス感染症対策における 中小企業支援施策

新型コロナウイルス感染症が世界全体に広がり、リーマンショックの時と比べても、経済へのインパクトは大きいのではないかと言われています。このような状況を乗り越えるために、政府は緊急対策を打ち出しました。今回は、中小企業に関わる支援施策の一部をご紹介します。

※本内容は、3月17日までに発表された情報を基に作成しており、今後更新される可能性がありますので、ご了承願います。

◆新型コロナウイルス感染症 特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化した事業者向けの、通常の融資枠と別枠で利用可能な制度。信用力や担保によらず一律金利となり、融資後3年間は▲0.9%引き下げとなります。

融資対象…新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたし、次のいずれかに該当する事業者

● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたし、次のいずれかに該当する事業者

信用保証	
セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 ※保証対象業種に限る。
一般保証枠 (2.8億円) + セーフティネット保証枠 (2.8億円) + 危機関連保証枠 (2.8億円)	4号:100%保証(全都道府県) 5号:80%保証(指定業種) 別枠(2.8億円)は共有 危機関連保証: 100%保証(全国・全業種)
※保証枠とは、制度上の保証限度額のこと。	
融資	
融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。	
実質無利子融資	金利▲0.9引き下げ
新型コロナウイルス感染症特別貸付 危機対応融資 金利当初3年▲0.9%引き下げ 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主(フリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応。	セーフティネット貸付 基準金利 【対象要件】 売上高等の要件はなし
特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給 【対象要件】 個人事業主(小規模): 要件なし 小規模(法人): 売上高▲15%減 中小企業: 売上高▲20%減	また、小規模事業者※であれば、 マル経融資 を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。 ※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件。

- ① 最近1カ月の売上高が前年または前々年同期と比較し、5%以上減少した方
- ② 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
- イ. 過去3カ月の平均売上高
(最近1カ月を含む)
- ロ. 2019年12月の売上高
- ハ. 2019年10、12月の平均売上高

※個人事業主(フリーランスを含み、小規模に限る)は影響に対する定性的な説明でも対応可。
担保…無担保
金利…当初3年間、基準金利▲0.9%

本制度と「特別利子補給制度」を併用することで、実質無利息で利用可能です。

◆新型コロナウイルス対策マル経

新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、マル経融資制度に1000万円の別枠が創設されました。その範囲内で、当初3年間の利息を▲0.9%引き下げされるとともに、据え置き期間が運転資金3年以内、設備資金4年以内に延長されました。

対象… 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少している小規模事業者
金利… 当初3年間、経営改善利率▲0.9%

なお、今回、新型コロナウイルス対策として設けられた特別枠で借り入れをした事業者が支払う当初1年分の利息は、**仙台商工会議所が負担します。**
 ※仙台商工会議所の会員事業所に限る。

◆雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当や賃金等の一部を助成する制度です。

助成内容…

- イ. 助成率…大企業 1/2
 中小企業 2/3
- ロ. 支給限度日数…1年間で1000日
 3年間で1500日

また、新型コロナウイルス感染症により、臨時休業等をした小学校等に通う子どもへの保護者に対して、年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主に支給する「小学校休業等対応助成金」なども今回創設されています。詳しくは厚生労働省のホームページより、ご確認ください。

今回ご紹介した内容以外にも、さまざまな施策があります。各施策の詳細は、飛翔4月号の緊急別冊号でご確認ください。
 また、仙台商工会議所の経営相談窓口では、自社に合った制度についてアドバイスを受けることが可能です。お悩みの方は一度相談してみることをおすすめします。

【回答】 当所窓口専門家



(有)米田会計事務所
(青葉区錦町)

米田 正美氏
 中小企業診断士・税理士